

神奈川県立総合療育相談センターあり方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 発達の遅れや障がい心配される児童とその家族に対する、医療と福祉の多職種スタッフが連携した療育支援のほか、障害者更生相談所、有床診療所などの機能を有する神奈川県立総合療育相談センターの機能と事業のあり方などについて検討するため、「神奈川県立総合療育相談センターあり方検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について、専門的・多面的見地から検討するものとする。

- (1) 神奈川県立総合療育相談センターの機能と事業のあり方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(設置期限)

第3条 検討会の設置期限は、令和5年3月末日までとする。

(構成員)

第4条 検討会は、9名をもって構成する。

2 検討会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 当事者団体の代表者
- (3) 障がい保健福祉圏域自立支援協議会の関係者

3 構成員の任期は、検討会の設置期限と同様とする。

(座長)

第5条 検討会に座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選任する。
- 3 座長は、会議の議事を整理し、検討会における意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在の時は、構成員のうちからあらかじめ座長が指名する者が代行する。
- 5 座長の任期は、構成員としての任期と同じとする。

(検討会の開催等)

第6条 検討会は、障害福祉課長が必要に応じて開催する。

2 障害福祉課長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 検討会は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、障害福祉課及び神奈川県立総合療育相談センターにおいて処理する。

(秘密の保持)

第9条 構成員及びこれらの会議に出席した者等検討会の関係者は、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。